

掛川市規則第 22 号

掛川市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市立保育所条例施行規則（平成26年掛川市規則第3号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「平成17年掛川市条例第109号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第4条」を「第6条」に改める。

第2条中「1日につき8時間」を「次の各号に掲げる保育の必要量（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項に規定する保育の必要量をいう。）の認定区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

(1) 保育標準時間認定 1日につき最長11時間まで

(2) 保育短時間認定 1日につき最長8時間まで

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（納期限）

第5条 条例第4条の規則で定める日は、毎月末日とする。

（減免）

第6条 条例第5条の規定による保育料の減免（以下「減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、保育料の納付が困難であると認めるとき。

(2) 災害等により生活が著しく困難となり、保育料の納付が困難であると認めるとき。

(3) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者のうち減免を受けようとするものは、保育料減免申請書（別記様式）に同項各号に該当することを証する書面を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容について審査し、その審査結果を書面により保護者に通知するものとする。

附則の次に次の1様式を加える。

保 育 料 減 免 申 請 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
申請者 氏名 印

保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

対 象 児 童	住 所			
	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
減免の期間	年度 月分から 月分まで			
保育料の額	円			
減免の理由	☐ 失業、疾病等により所得が著しく減少したため ☐ 災害等により生活が著しく困難となったため ☐ 上記以外の理由（ ）			

- (注)
- 1 減免の理由の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。
 - 2 減免の理由を証する書面を添付してください。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。